



『小説 労働組合』控訴審で不当判決！ 怨念鼓舞で敵前逃亡!?!の福原福太郎

書籍『小説 労働組合』により、松崎明氏をはじめJR総連など個人・団体の名誉を傷つけたとして3300万円の損害賠償などを求めた控訴審で、東京高裁は11月30日、訴えを棄却する不当判決を下した。

審理に入ろうとしない福原

この裁判は、谷川忍こと福原福太郎氏が、松崎明氏をはじめJR総連やJR東労組の「内部告発」としてさも組織暴露であるかのような小説を執筆し、全国の図書館に配布したことに対するもの。裁判で福原氏側は、訴訟を提起したのが2008年12月で、2005年6月の出版なので「時効だ」と主張し、内容審理に入ろうとしなかった。そもそも、訴えたらどうだなどと挑戦状を叩きつけたのは誰だったというのか。

審理をやる気がない？高裁の訴訟態度・不当判決

裁判所は控訴審判決で、6月の出版から7月の配布は同時並行的におこなわれたと勝手に前提を据えている。ゆえに8箇所の図書館のうち3カ所が10~11月に寄贈を受けていることを、裁判所は、「知人が寄贈したとは考えられなくもない」とこじつけざるを得ないのだ。さらに、「小説を『組織破壊本』と規定するなど存在は8月にはわかっていたのだから時効の起算をめぐる（我々の）主張は誤りだ」と判断している。加えて「JR総連やJR東労組は人格権を持たないので名誉毀損の資格がない」など、棄却の理由としている。

裁判所は、小説が100箇所以上の図書館に配布されていることに触れず、他の箇所での寄贈者や寄贈時期などについての調査囑託を受け入れなかった。しかし全国の図書館に寄贈されている小説は、いつでも閲覧が可能であり、名誉毀損は常時、存在しているのだ。高裁の判断は、断じて許されるものでない。

怨念を鼓舞し、敵前逃亡の福原

執筆の動機は福原氏自身が、文中に「尊敬して止まなかった大元（松崎氏）によって、権力の手先に仕立て上げられたことは、改めて怒りと悔しさが込み上げてきた...個人的な怨念をなんとしても晴らしたい...」と、小説の中に自ら「鈴木」と名乗る人物を登場させ“恨み”を語っている。この小説により、宗形明やJR総連へ牙をむく権力者などから賛辞をもって受け入れられ、悪用されてきた。いかに偽りの物語であれ、「組織の私物化」や「私利私欲」といった内容展開がさも事実かのように矮小化され、JR総連を悪く印象づけ、弾圧の導入口にされることは容易に想像がつく。しかも、自らの怨念を誇らしげに鼓舞し、全国の図書館に配布し、広く閲覧できる状態にしている。福原氏はこの小説に関し、我々の側からの「公開討論」の申し入れにも、のりくらりと逃げてきた。そして、裁判では「時効」を全面に出し、内容に入ろうとしない。「敵前逃亡」を行ったといっても過言ではない。断じて許すことはできない。

今回の控訴審は審理が不十分なばかりか、全く不当な判決である。司法の判断の誤りを改めて問うために、JR総連は上告して闘うこととした。

